

議第一三二号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

欠席届の対象期間を改めるため、所要の改正をしようとするものである。